

平成 27 年 11 月 16 日
PROMOTION-AGENT

訴訟の判決に関するお知らせ

PROMOTION-AGENT（以下、「当社」という）を被告として、大阪府八尾市の個人様（以下、「原告」という）より平成 25 年 8 月 6 日付で提起されていた不当利得返還請求事件における訴訟におきまして、裁判所より判決が言い渡されましたので、下記の通り、お知らせ致します。

1. 裁判における判決のあった年月日
判決日：平成 27 年 4 月 22 日

2. 訴訟の経緯

当該訴訟は、当社が販売するホームページ制作サービス及び SEO 対策サービスにおいて発生した事案であり、その後サービスの解約後に原告が平成 25 年 8 月 6 日付で提起した訴訟であり、訴訟内容について当社での見解と大きな相違があったため、裁判を行わせて頂きました。

原告は、本件解約は不当であるとして、損害賠償を求める旨の訴えがなされたものであります。

当社は、当該訴訟において「本件解約は正当である」と主張し、原告の請求の棄却を求めてまいりました。

3. 判決の内容

原告の請求を棄却する。
訴訟費用は原告の負担とする。

4. 今後の見通し

上記の通り、当社の主張を認める判決が下されました。当社では、今後も更なる品質向上を目指し、良質なサービスを提供していく所存です。

以上